

平成 2 3 年 第 2 4 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	土田アイ子
委員長職務代理者	吉野弘保
委員	松原秀成
委員	早川大府
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	土屋典昭
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	建部豊
	学校施設担当課長	永井博史
	統括指導主事	荒井秀樹

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	岩生裕治

	開 会 時 刻 午後 1 時
土 田 委 員 長	ただいまから、平成 2 3 年第 2 4 回教育委員会定例会を開催いたします。 今日は一名から傍聴の申し出がございます。許可してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、傍聴人の入室を許可いたします。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第 1、署名委員の決定をいたします。本日は早川委員と浅野委員にお願いいたします。 日程第 2、教育関係事務報告。報告第 5 3 号、第 5 4 号について、事務局から説明をお願いします。
土屋 教育推進課長	報告第 5 3 号、第 5 4 号については教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。 第 5 3 号は、江戸川区明るい社会づくりの会から、平成 2 4 年 2 月 1 2 日、総合文化センターで行われます家庭教育講演会に対する後援の申請が出ているものです。 実は、この事業は教育委員会の後援が決定して今年 3 月 1 3 日に開催予定だったのですが、1 1 日の大震災を受けて無期延期となっております。 仕切り直しの開催ということで、来年の 2 月 1 2 日に開催が決まったものです。3 月に予定していたものと全く同じ内容で、総合文化センター研修室において、子育て中の保護者 2 0 0 名を対象に講演と歌のライブを実施するものでございます。あらためて承認したいと思います。 続いて、第 5 4 号ですが、これは人権のつどいです。今年のタイトルは「2 0 1 2 人権のつどい 土地差別調査事件にみる部落差別の現実」ということですが、これまで 9 回後援をしております、今年は第 1 0 回目ということになります。 実施日は 2 月 2 日、亀戸のカメリアプラザを会場として、一般区民を対象に開催されるものです。入場料は 1 人 1, 0 0 0 円となります。 人権のつどい実行委員会主催で、人権啓発、差別のない社会実現を目指した講演会を毎年開催しております、今回のテーマは、不動産売買や転居時

	に、そこが部落かどうかという問い合わせが後を絶たないという事実から、土地差別問題を通して部落差別を考える機会とするというものです。 例年、江戸川区と江東区の２区合同で開催しており、双方の区と教育委員会が後援をしているものです。以上です。
委 員 長	何かご質問はございますか。
松 原 委 員	家庭教育講演会、とても素晴らしい試みだなと思いますが、文化センター研修室で２００名というのが少しもったいないなという気がします。
吉 野 委 員	私も家庭教育講演会に関してですが、子育て中の方を対象とするのであれば、一時的に子どもを預かる場があったりすると、来たい方が来れるようになるし、今後そうやってこの会が発展していくといいなと思いました。
委 員 長	他になれば、報告第５３号、５４号については了承したいと思います。 次に、日程第３、議題に入ります。はじめに、継続中の陳情第３号について議題といたします。 委員の皆様から新たなご意見等がございましたら、また、事務局からの情報提供、そういった資料などがございましたらお願いをしたいと思います。
教育推進課長	記書きの中の４番の項目、区独自の給食における子ども基準値設定について検討するという項目については、昨日、陳情者より取り下げる旨の申し出がございました。以上、報告いたします。
早 川 委 員	２番の、水筒の水の飲用を許可する、校長判断で自由にするというようなことは、教育委員会で決めるのか、あるいは事務局の判断でするのか。もう何回も議論していますので。
松 原 委 員	以前にも申し上げたのですが、３月１１日の以前から、長期休業後のカルキの問題だとか、部活動時の飲料だとか、そういったことから各校では校長の判断で、水筒持参を認めてきているんですね。 先日、陳情者からお手紙をいただきまして、その中で気になったのが、この方のお子さんが区内の小学校に通っていて、学校から水筒の持ち込みは許可されていないという文言があったんです。これは、教育長からも校長会などで持って来てもいいという、お弁当も含めて話をしているわけですから、

早 川 委 員	こういったことはすぐ改善できるかなと思いました。 放射能による健康被害への恐れということからこの話は出てきていますが、いわゆる規律の点から見ると、水筒を教室に持ち込んで授業中にそれに口をつけてしまうとか、そういうことに対しての現場での教育の問題が考えられます。それから、これまでそれなりに学校長が判断してきているものを、教育委員会でこうなさいと通達のような形で出すのは適当なのか、子ども同士の関係に影響が出るのではないかとということもあります。
教 育 長	このことについては、学校に対して文書では出していないんですね。私が区議会本会議や校長会でお話ししたことしか出ていないわけですし、基本的に、こうなさいということを書いてはいないのです。 お弁当もそうですが、申し出があればそれは認めてもいいということをお願いしたので、給食に問題があるから、放射能汚染の危険性があるから持って来てもいいと言ったわけではありません。我々は、そのことについて自信がありますが、どうしても心配な方が、心配しながら給食を食べ続けることは負担でしょうから、持って来てもいいですよと申し上げたわけです。 水筒も同じです。これまでのように、水筒を持って来ていいという時には言うでしょうけれども、それ以外のときには持って来させないのが基本です。そこに放射能でという申し出があったら、そういうことを準用していただければいいということをお願いしたので、こうやりなさいとか、放射能の危険を認めたとか、そういうことで言っているのではないのです。 あくまで、保護者や子どもの意思として、どうしても持って来たいというものに対して、ルールを特別につくるということではなく、きちんと管理できることが条件にあると思うのですけれども、それは持って来させる方向で、みんな持って来ていないのだからだめだというようなことはやめましょうと、それは認めてあげてくださいということをお願いしているわけです。 ですから、全体のルールとして定めたわけではないので、固定化はしたくないと、現場の判断で認めていくという方向でいいのではないかと考えています。
松 原 委 員	私も全く同感であります。それぞれ学校において、校長の判断のもとでやっていけばいいなと思います。

吉 野 委 員	たまたま今回、記書き 4 番を取り下げるということを受けましたけれども、記書きの一つ一つの項目にどうということよりも、今度、新しい基準値で国全体としてやっていこうといった動きが出てきています。 事故が起きた当時は暫定だったわけですがけれども、こうして新しい基準値も出てくるでしょうし、それを待ってばかりいてはいけないと思うのですけれども、それは現場で校長先生、あるいは先生方と話し合いながら、保護者の間でも進めていければいいかなと思います。そういう面では、保護者の団体と先生方による P T A という団体があるわけですから、陳情者もそういうところにご相談して一緒に学校に関わっていてもいいのかなと。 校長先生の判断はもちろんですけれども、学校全体として親も子も含めた環境の中で、こうしてみてもどうでしょうかということ相互にやれる関係の中で解決していけるのではないかなと、教育長が言われたように、こういう場合はこうだと決めてしまうのではなくて、その学校の現場ごとに、とにかく子どもたちにとっていい方向になるように進められるのではないかなと考えています。
早 川 委 員	もちろん P T A というものもありますが、やはり校長が P T A、保護者の意見を参考にしながら決めていくということだと思います。委員会のようなものをつくるのはいいけれども、そこでは多数決とかになって、なかなかおさまらないので、基本的に学校の運営は校長の判断で、ということだと思います。 ただ、校長が判断するのが難しい場合には、教育委員会が助言するということですね。最終的判断は校長ということです。 それから、この陳情書をどうするのかということです。採択なのか、不採択なのか、趣旨採択とするのか。前に不具合だと申し上げた記書きの 4 番や 1 1 番は陳情者が取り下げられましたので、誠意を持って陳情を受けとめて、余り結論までの時間を延ばしてもどうかと思います。
教 育 長	これは私も繰り返し申し上げてきていますが、総体としての陳情書をどう評価するかということですので、項目別には余り考えていないと思っています。ただ、どうしても結論が出せないという意見があったところについては取り下げがあったわけですが、それはそれとして、だからといって、残った項目を一つ一つできるかできないかを決めるということでもないと思うのです。 私としては、放射能という問題について、現場で不安な人がいるからとか、

そういうところで意見を取り交わして、こうした方がいいということを決めていくのは基本的に賛成ではありません。

先ほど申しましたように、この中の項目として水筒の話もしましたが、そのことについて我々は結論を出せないと思っております。ただ、放射能のことを離れても、水について非常に不安な状態にいられるということについては、解消しなければいけないということもあるかもしれないからそうしてもいいとしているわけです。

こういう非常に専門的な判断を要するものについては、現場で心配している人が多いとか少ないとか、そういうことで判断していくのはよくないのではないかと思います。

国のほうで考え方も変えてきましたけど、最終的にこれがどういう形になるかわかりませんし、それが決められても、必ずしも現場で測定をしないと食材を使えないということになるのかわかりませんよね。今の暫定基準に代わる低い水準で測定をして、それ以下のものしか出さないというふうになるだけかもしれませんし、やり方はいろいろあると思いますが、徐々に安全な方向に国が動いているわけですので、それに従っていくしかないのかなと思っています。

今回取り下げられた項目のように、区では独自には決められませんと申し上げたようなことの延長線上で考えられることについて、それを現場判断で決めていくのは、行政としては相当リスクが高いのではないかなということ、民主的であろうとなかろうと、そういうふうには決めたくないという思いがあります。

この陳情はそういうことも含めて、現場で民主的に決めていく委員会のようなもので考えていくべきですよということが元にあると思っておりますので、そのことをどう評価するかで結論を出していくべきではないかと考えています。

早 川 委 員

それでも、もう何回も取り上げているわけですから、幾ら議論しても進展しないのならば、不採択なのか趣旨採択なのか、もうこの辺で結論を出してもいいのではないだろうかという思いがあります。

それとも結論を出さずに、ずっと継続でもいいものなののでしょうか。出されたものに対しては、一定の時間で返事を出した方がいいのではないかなと思うのですが。

教 育 長	全体的な状況が固定化していれば、毎回何にも変わらないわけですから、その中で結論を出していいと思うのですが、これは徐々に状況が変わってきていますよね。だから、もう少し経緯を見ていいのではないかと私は思っております。
松 原 委 員	私も同じでありまして、１２月２１日に政府の発表がありましたように、少し変わってきている状況なので、もう少し様子を見たいなと思います。
委 員 長	各委員から多岐にわたってご意見を出していただきました。今、冬休みに入りましたけれども、しっかりと状況の把握をしながら、年明けにまたさらに意見を交換して、まとめていく方向で進んでいければと私は思っています。
早 川 委 員	給食に関しての新しい情報というか、知見というか、３学期からについての考えが何かあればお聞かせ願いたいのですが。特に変わりありませんか。
住田学務課長	先ほどから話が出ておりますように、厚生労働省から、今の暫定基準値から新しい基準値にという数値的なものが発表されたのですけれども、検査方法の面などにおいても一部見直しをするということが書かれています。 そういったところにも注目しながら、国の動き、あるいは東京都の動きなどをしっかりと見ていきたいと考えているところであります。
委 員 長	では、本日は継続という形でよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、陳情第３号は継続ということにさせていただきます。 続いて、前回、継続といたしました第６９号議案を議題といたします。
教育推進課長	第６９号議案は平成２２年度教育委員会事務事業点検・評価についてですが、前回、報告書案をお示しし、各委員からご意見をいただいたところでございます。そのことを踏まえて修正を加えたものをお示ししております。 修正の中身でございますが、まず２ページ目、評価の方法のところ、全体の流れを把握しやすいように①と②を入れ替えたほか、表現を若干修正いたしました。 次に、４ページ目の学校応援団事業でございます。課題のところですが、

	応援団としてやっていただいている方々がさまざまな役職を兼ねて負担になっているということが前回のお話の中で出てまいりましたので、そうした記述を加えさせていただきました。 次、５ページの調理業務委託ですが、その有効性につきまして、民間委託の場合は調理人員を柔軟に配置できることから、さまざまなスタイルの給食への対応がしやすくなったということを入れました。 なお、前回、残菜量が減っているのではないかというお話が出ましたが、これについて確認したところ、献立や使う食材によっても違うということがありまして、直営か民託かということでの明確な差はないということですので、この点は加えておりません。 次に７ページをご覧ください。土曜授業と科学教育センター開催日の日程調整の問題に関して、日程調整を円滑に行う必要があるということ強調させていただきました。 次に８ページの教育相談の課題の中に、学校との連携の強化ということをも明記させていただきました。さらに、学識者の意見の中で、前は「利用実績から見ると効率性に疑問があり」という表現だったものを、より直接的に「利用実績の少ない場所もあるため」という表現に修正いたしました。以上でございます。 ご意見をいただきまして、報告書としてまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
委員長	事務局から説明をいただきましたがご意見はございますか。 前回、お持ち帰りいただきご覧いただいたうえに、今回の修正案を加えてということですが、いかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは、第６９号議案はこのとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは、そのように決定いたします。 次に、追加議案、第７２号議案、第７３号議案を議題といたします。 いずれも、江戸川区教育委員会会議規則第１３号に定める人事に関する案件でございますので、秘密会により審議したいと思います。この発議に賛成

委 員 長 委 員 長	の方は挙手をお願いいたします。 〔全員挙手〕 賛成多数と認めまして、これより会議は秘密会としたいと思います。傍聴の方はご退室願います。 〔以下、秘密会のため非公開〕 〔第 7 2 号議案、第 7 3 号議案の審議〕 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。ご苦労さまでした。 閉 会 時 刻 午後 1 時 5 3 分
---------------------------	---